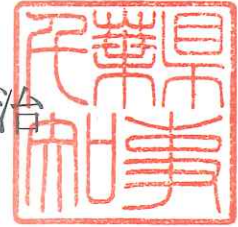


令和元年 6月17日

(株) 進富

日色 大輔 様

千葉県知事 鈴木 栄 治



特定 建設業の許可について (通知)

平成 31年 4月 22日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 千葉県知事 許可(特-1) 第 46903 号  
許可の有効期間 令和元年 6月18日から 令和 6年 6月17日まで  
建設業の種類

建築工事業  
左官工事業  
石工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
鉄筋工事業  
ガラス工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業  
解体工事業

大工工事業  
とび・土工事業  
屋根工事業  
鋼構造物工事業  
板金工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 6年 5月 18日  
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)